

ショベルローダー等 定期自主検査者安全教育のしおり

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

ショベルローダー等の安全教育について

ショベルローダー及びフォークローダー（以下「ショベルローダー等」という。）の定期自主検査を実施する者は、「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領」（昭和62年3月24日付労働省通達163号）に基づく安全教育を修了することとなっています。
当協会としては、全国の支部において上記安全教育を行っています。

以下に公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンキョウ}建荷協」という。）が実施するショベルローダー等定期自主検査者安全教育の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 教育の受講対象者

- (A) 労働安全衛生法第45条（労働安全衛生規則151条の31）によるショベルローダー等の定期自主検査（年次検査）の業務に従事する者。
(B) 次の者を含めても差し支えない。
- 1 ショベルローダー等の月次検査の業務に従事する者
 - 2 ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者（検査・整備業）に属する者

2. 教育の受講手続き

上記1. 受講対象者（A）、（B）で安全教育の受講を希望する方は、定期自主検査者安全教育申込書に記入のうえ、教育を実施する建荷協・支部に申込みを行って下さい。

前記申込みを頂いた方は、審査の後、建荷協支部より「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育受講票」が送付されますので、それに従って受講して下さい。

3. 教育カリキュラム

科 目	範 囲	教育時間（H r）
ショベルローダー等の定期自主検査の意義	ショベルローダー等の定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.5
ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識	1 ショベルローダー等の種類及び構造 2 原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、操縦装置、荷役装置、油圧装置、車体関係、安全装置等の構造及び機能	2.0
ショベルローダー等の検査の方法に関する知識	1 検査の手順 2 検査機器の使用法 3 ショベルローダー等の部分の検査方法及び判定基準	4.0
関係法令及び災害事例	1 労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則のうちショベルローダー等の定期自主検査に係るもの 2 災害事例	0.5
教 育 時 間 合 計		7.0

(注) 教育時間は最低時間を示します。また、休憩時間は含まれません。

4. 教育受講料

単位：円

教育の種類	受講料	
	会員	一般
ショベルローダー等	14,630	16,830

- (注) ① **上記受講料にはテキスト代及び消費税10%が含まれています。**
- ② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会がテキスト代の一部を負担した額です。
- ③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。
- ④ 受講料は、教育を実施する建荷協・支部にお支払ください。
- ⑤ 受講を取り消しする場合は速やかに開催支部へ申し出て下さい。教育開始日の5営業日前までは、取消費用は発生しません。同4営業日前から2営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同1営業日前及び当日の取消は教材費を含む受講料全額を頂きます。教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日に係わらず教材費を頂きます。
- ⑥ 上記受講料は、令和6年度4月開催の研修より適用となります。

5. 教育修了証の発行

安全教育を受講された方は、教育終了後、安全教育を受講した証として、当該教育に関する修了証が発行されます。

お問い合わせ先

令和6年4月改訂